第２回大阪府日本万国博覧会記念公園運営審議会 緑整備部会記録《要旨》

〇日　　時：令和元年12月20日（金）午前10時00分～12時00分

〇場　　所：万博記念公園事務所4階　第2応接室

〇出席委員：山田部会長、井原専門委員、中村専門委員、澤田専門委員、深町専門委員

〇事務局　：万博公園事務所長　ほか

内容：以下の議事について、協議

１．万博の森の育成について

２．日本庭園の新たな魅力創出について

３．その他

**１．万博の森の育成について**

**（１）万博の森樹林タイプ設定**

深町委員

緩衝林は原生林と書かれているが、この地域の原生林のイメージは何か。

事務局

地域の原生林を目指すということではなく、手を入れないという意味である。

深町委員

自然林として手を入れない今の状態で、良い状態、つまり目標とする状態になっているのか。目標とする状態ではないと思われるが、手を入れなくてよいのか。

事務局

ここでは、「原生林的管理」という意味、あくまで管理の目安を表現した。当然、必要最低限の管理は加えていく。基本的姿勢として、利用重視林は明るい林床に変えていくが、緩衝林は積極的に手を加えて、変えることを想定していない。保全重視林と保全・利用林は、これらの中間に位置していて、変化の程度が違う。

中村委員

すでに手を入れているので、「原生林的管理」という表現は適切ではない。「自然林」と表現してはどうか。同じ緩衝林でも、ウバメガシ林とその内側のシイ・カシ林では性格が異なるので、これらの樹林タイプで分けたほうがよい。

徐々に自然度が高まっていくという、グラデーションの考え方はよいが、現状の生育状況、調査結果を踏まえ、林班ごとに詳細の目標植生を設定するとよい。

井原委員

「原生林的管理」という表現については、管理レベルで分けるのならば「粗放管理」としてはどうか。

山田委員

４つに分けるという基本的な考え方は良いか。

澤田委員

合理的な分け方だと思う。「原生林的管理」ではなく、「粗放林」、「遮蔽林」、「放任遷移区」などと表現してはどうか。都市と公園を隔てるものとして、これら緩衝林を位置付けている。

井原委員

各エリアにおいて、目標植生や種組成をどうするかを検討していくことになるが、併せて管理メニューやマニュアルを作成したうえで設定すべき。

中村委員

花の丘、生産の森の内側の3-2、3-3は、緩衝林ではなく、保全重視林に分けた方が良い。これらはおおまかなゾーニングなので、目標植生の設定には、詳細の調査結果を反映させるべき。

澤田委員

3-16と3-25を、利用重視林ではなく保全・利用林に分類したことは良い。

**（２）万博の森樹林タイプ別ルール**

中村委員

指定管理者から、具体的な森の活用案を提示してもらい、判断するほうがよいのではないか。公園内での乱開発を止めることは必要だと思うが、もう少し具体的な情報を把握する方が良い。

緩衝林の中でも、見本林として開放できるエリアを決めて、部分的に観察可能とするなども可能ではないか。

深町委員

「行為制限内容」という表現は、行政側の立場からのもの。より積極的に、府民参加を促すような表現に変えた方が良い。

澤田委員

災害時対応については、やむを得ない場合があるため、「災害時や緊急時には、利用重視林を先行して使用するが、必要規模を確保するために、やむなく保全重視林も使用する」など、使用する森の優先順位を、あらかじめつけておくべき。

苗木育成については、「他地域産と北摂産との交雑を避けるため、購入苗木は樹種、産地を考慮すること」という、理由を追記するべき。

除伐・間伐については、健全育成と森林資源利用の目的の違いで、実施の可否が異なるが、どちらが上位に来るか。保全重視林でも、森林資源利用のための除伐・間伐を行うべきではないか。

深町委員

皆伐は×か△としているが、皆伐した方がいい場合も多い。

澤田委員

動物を放つ行為について、植物のゲリラ植栽も×とした方がいい。「絶滅危惧種の再導入は可」、「ジーンバンク的に進めるのは可」などと、実施に際しての主な条件を追記した方がいいのではないか。

事務局

詳細内容に「許可なく」という文言を入れている。植物も対象とする。

澤田委員

「実施に際しての主な条件」に、その記載を入れておく方がよい。現状は理解できていても、担当職員が入れ替わると、その認識が薄れてしまう。

深町委員

この資料は、基本的な行為制限内容を記載されており、利用を限定するのは良いが、いかに森全体を利用し管理するかが重要。市民や指定管理者が、森を活用できるような文言を入れてはどうか。

個別案件の判断は、その都度部会を開催し、審議するのは困難であるため、判断の基準が必要となる。例えば、一定の区域や面積の範囲内であれば、伐採できるなどとするのはどうか。ただ、林班単位あたりの面積が、林班によって異なるので、設定は難しい。

山田部会長

別紙２－１は府の内部資料という位置づけであり、資料２－２には、外部向けに具体的な取り組み内容を記載している。

澤田委員

自然観察会については、個人的な行為も禁止するのか。個人の観察行為は、トレッキングと同じ利用になるのではないか。

事務局

個人的な行為規制まで想定していない。申請が必要となる一定規模のイベントなどを想定している。

自然観察会は森でしか出来ないアクティビティとして、トレッキングは、他の場所でもできるアクティビティとして、区別している。

澤田委員

夜の生き物観察会も想定できるので、森のイルミネーションとナイトウォーク（生き物観察会）は分けた方が良い。

井原委員

森を使いこなしてもらうことが重要である。別紙２－２に、あえてジップラインなどの固有名詞を出すと、「ここならジップラインを設置できる」と府の意図とは逆に向かう可能性がある。具体的なメニューの記載は「～等」に留めておき、府の内規（別紙２－１）で明確にルールを記載すべき。

施設整備を目的とするあらゆる行為を未然に防ぐというよりは、森にとっても府民にとっても、より良い提案をしてもらえるような記載にした方がよい。別紙2－１と別紙２－２で、資料の性格を分けた方がよい。

深町委員

府が現在直面している問題を、そのまま記載しているように見える、もう少し大きな枠組みでとらえた方がいい。表現の仕方を工夫しなければならない。

**（３）万博の森育成等計画の作業フロー**

澤田委員

毎木調査等のデータを、どういう目的で使うつもりなのか。樹種や本数などの情報が必要なのか。

山田委員

個別の情報を集めても、林班全体の性質を見誤るのではないか。

中村委員

調査場所の選定も重要。面的なデータはあるのか。

事務局

過去10年間の毎木調査の結果を、ＧＩＳ化（地理空間情報として操作可能に）する業務を、今年度発注している。個別の情報を使用するが、林班全体を対象としている。

中村委員

 個別の毎木調査結果を面的に評価できるのであれば、構わない。

澤田委員

点（の情報）を面（の情報）に変換する、面的な植生図を作る作業が必要。その上で、コドラートの設置場所も検討していく。

事務局

 今年度の業務成果が整った時点で、結果を報告する。

**２．日本庭園の新たな魅力創出について**

**（１）竹林の小径**

井原委員

当初の思想、これまでの変化、今後の整備方針が示されており、わかりやすい構成である。今後も、この形式で資料を作成してほしい。

なぜ当初から、竹林が衰退したのか。原因を解明するべき。
相当竹を増やす計画となっているが、維持管理が大変である。竹林を育てていくという観点で、維持管理を考える事が必要である。管理者が対応できるよう、適切な維持管理マニュアルが必要となる。

山田委員

管理者は、竹林の適度な伐採はしているのか。

井原委員

部分的に密度過多な状態となっており、どのくらい手を入れるか、頻度も考える必要がある。

澤田委員

八幡産のモウソウチクが消えるとなると、地盤がよほど悪いか、水がないのか。

改修後のイメージは、現況から大きく変わってしまう。

竹をどこまで園路に寄せて植えるのか、安全上の問題も考え設定すべき。

井原委員

本来のイメージを取り戻すことも大事だが、激変しすぎるのも問題。どの程度の改変をするか、現場で判断し、決定されたい。

山田部会長

 竹が枯れた原因の把握が必要。

深町委員

良い竹林を維持するためには、相当なコストが必要。細部の管理も検討しながら、見通しを得てから進めていくべき。

中村委員

良い竹林にするために土壌改良が必要。竹を追加で植栽するだけでなく、既存の竹林も土壌調査が必要。

深町委員

モウソウチクでないといけない理由はあるのか。公園管理上、竹材を何に使うのか。

澤田委員

モウソウチクは竹林の小径のある中世にはなかったもの。万博記念公園の日本庭園としての目指す姿から言えばマダケでは。マダケはテングス病に弱い性質があるが。千里の竹林もモウソウチクなのか。

事務局

　　　　千里の竹林もモウソウチク。

井原委員

「モウソウチクでないといけない」とは、当初の作庭計画に記載されてはいないはず。土壌や竹材利用の在り方と併せて検討したほうが良い。

事務局

モウソウチクを想定しているが、再度検討する。

**（２）松の洲浜**

井原委員

この日本庭園は、歴史的庭園かつ都市公園であり、両方の特徴を併せ持っているため、多様な利用を受け入れる一定の施設整備は必要である。しかし、藤棚は景観形成上の阻害要因となっているので、一部撤去という本案には賛同する。ただ、バリアフリー化と、空間の分断をどう調整するか、検討が必要である。車いすで来たものの、どこから入っていいのか分からないのは問題であるし、かといって明示しすぎると、景観上の不調和が生じる。空間整備と併せて、マップやサイン等でバリアフリールートの情報発信もすべき。加えて、車いす利用者だからこそ楽しめる、特別なルートを設定することも可能ではないか。

事務局

車いす利用者が、自力で向かえるようにしたい。明示をどうするかが問題となる。

そのためには、若干の勾配調整や、橋の嵩上げが必要。

**（３）川床の設置**

山田委員

来園者に向けてアピールするのか。将来的には本設も予定してしるのか。規模はどうするのか。

事務局

本設に向けて、アンケート等により、来園者の反応を把握したいと考えている。

井原委員

寒い季節（2月や３月）での試行だと、来園者が少ないため、今回だけではなく、気候の良い時期に、もう一度反応を見てもよいのではないか。学生の実習として、学校に提案してはどうか。

深町委員

来園者アンケートは、できたものに対する反応ではなくて、どういう場所に、どういうものがある方が良いかと、深めていけたら良い。

**３．その他**

※大阪府情報公開条例第８条第１項第１号及び第４号に該当するため、非公開。

　非公開とすべき事情が無くなった段階で公表予定。

以上